

たてばやし 農業委員会だより



定例会案件の現地調査

農業委員は、毎月の定例会ごとに案件に伴う現地調査を行い、議案審査の参考にしています。

● 主な内容 ●

- ◆ 新会長就任あいさつ
- ◆ 農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します
- ◆ 農業委員会の役割
- ◆ お知らせ

第21号

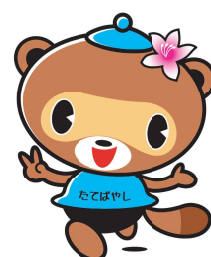
令和5年10月発行

発行・編集：館林市農業委員会
〒374-8501
館林市城町1-1
0276-47-5171 (直通)
0276-72-4111 (代表) (内線 233)



<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp>

市公式ホームページ：農業委員会事務局



農業委員会新体制

令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までを任期とする農業委員 10 名及び農地利用最適化推進委員 16 名が決まりました。

新会長就任のあいさつ



● 農業委員会会長
渡邊 定男 (野辺町)

このたび、任期満了による農業委員会委員の改選に伴い、市長より 10 名の農業委員が任命され、農業委員会臨時総会において委員の皆様のご推挙により、会長という大役を仰せつかり、身に余る光栄と同時に、職責の重さを考えますと、身が引き締まる思いでございます。

また、16 名の農地利用最適化推進委員が選任され、新制度に移行し 3 期目の活動を開始しております。

現在、農業を取り巻く環境は、ウクライナ情勢や円安などによる輸入原材料の高騰により、肥料や飼料、燃料等の生産



資材が高騰するなど、厳しい状況が続いておりますが、全委員が一丸となって農業をめぐる様々な課題に向き合い、将来にわたって農業者が夢と希望をもてるよう、農業の健全な発展に努めてまいります。

皆様方には、日頃の感謝を申し上げるとともに、本市農業を次世代につなげるため、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任のあいさつといたします。

農業委員会の役割

農業委員会は、市町村の執行機関として、地方自治法の規定により設置される行政委員会、市の部局とは独立した行政機関です。

- ★農地法に基づく農地の権利移動等の申請に対して公正に審査し、農地の確保と有効利用に向けて取り組みます。
- ★現場活動を積極的に行い、担い手への農地利用の集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止・解消を通じて地域農業の発展に寄与します。
- ★地域の世話役・相談役として新規参入を促進し、新しい担い手の育成や農業経営活動の合理化に向けた支援を行い、次世代の農業の発展に寄与します。
- ★農地等の利用の最適化に関する施策について関係行政機関に対し改善意見を提出します。

新農業委員を 紹介します！ (敬称略)



小島 美恵 (本町四丁目)



● 会長職務代理者
飯塚 雅実 (当郷町)



橋本 好正 (赤生田本町)



野中 正一 (城町)



瀧野瀬 雅彦 (日向町)





山本 克之 (足次町)



磯 清 (大島町)



阿部 和雄 (小桑原町)



木村 和久 (成島町)

新農地利用最適化推進委員を紹介します！ (敬称略)



大関 清 (大島町)



大塚 敏夫 (田谷町)



岩上 初雄 (細内町)



遠藤 稔 (加法師町)



内田 邦雄 (青柳町)



小川 義雄 (楠町)



早川 光一 (上赤生田町)



小山 行央 (大島町)



松本 治恭 (高根町)



石川 誠 (下三林町)



橋本 竹子 (上三林町)



野本 一弘 (苗木町)



増田 章 (下早川町)



坂田 英彦 (大新田町)



田村 欣一 (木戸町)



熊倉 敬 (北成島町)

農業委員会からの お知らせ

農地の適正管理を お願いします

耕作が放棄され、農地として有効に活用されていない遊休農地が増加しています。

遊休農地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化の原因となるおそれがあります。

農地の所有者は、草刈りなど適正な管理に努めるとともに、農作物を栽培して有効に活用しましょう。

農地を相続した場合は 届出が必要です

相続等によって農地を取得したかたは、農地のある市町村の農業委員会に届出をする必要があります。これは、相続等により取得した未利用の農地を有効活用するために必要な届出ですので、必ずご提出ください。

●届出の際に必要なもの

- ・届出書
- ・相続したことが確認できるもの（登記簿謄本、権利書の写しなど）

※代理人が届出をする場合は、委任状が必要となります。

農業者年金に 加入しましょう！

農業者年金とは、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持つ年金制度です。

加入要件は

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 20歳以上65歳未満
- ③ 国民年金第1号被保険者

（国民年金保険料納付免除者を除く）

（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

以上を満たすかたは、誰でも加入できますので、老後に備えましょう。

お問い合わせは、農業委員会事務局またはJAまでお願いします。

全国農業新聞を 購読しましょう！

全国農業新聞は、最新の農業・農政の提供、各地域の農業情報、経営や流通の最新情報など、役立つ情報が満載です。

購読の申し込みは、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお願いします。

●発行日

・金曜日（月4回）

●購読料

・月額700円

（送料・税込）

※JAからの口座引き落としもできます。



農地の賃借料情報を 提供します

農業委員会では、農地の賃借料情報を提供しています。これは館林市内の各地区で一年間に締結された農地の賃貸借契約の賃借料を加平均したものです。なお、この農地の賃借料情報は参考として提供するものです。

ので、実際の契約に際しては、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で取り決めをしてください。

●賃借料（10aあたり）

- ・田 8, 200円
- ・畑 7, 200円



農地相談を行っています

農地の売買・賃借や転用の許可（届出）、農地のあっせん、農業者年金の加入、農地の管理（雑草等）などの農地に関するお悩みがありましたら、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会事務局は
市役所2階です。



【編集後記】

新農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様のご活躍をお祈りいたします。また、発行するにあたり、ご協力いただいた方々に心より感謝申し上げます。